

可茂学園相談支援センター 重要事項説明書

(指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業)

あなたへの相談支援サービス提供にあたり、社会福祉法第76条及び77条の規定、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 可茂会
所在地	〒509-0213 岐阜県可児市瀬田 1648 番地の 9
電話番号	(0574) - 64 - 3366
FAX番号	(0574) - 64 - 3444
代表者 職名 氏名	理事長 藤掛 馨
法人の設立年月日	平成2年4月12日

2. 事業の目的と運営の方針

事業所の名称	可茂学園相談支援センター
所在地	〒509-0213 可児市瀬田 1648 番地の 9
電話番号	(0574) - 64 - 3366
FAX番号	(0574) - 64 - 3444
メール	soudanshien@kamokai.com
事業の種類	<ul style="list-style-type: none">指定特定相談支援事業 平成25年10月1日指定 可児市 2133100251号 指定計画相談支援サービス指定一般相談支援事業 平成26年4月1日指定 岐阜県 2133100251号 指定地域相談支援サービス (地域移行支援、地域定着支援)指定障害児相談支援事業 平成26年11月20日指定 可児市 2173100112号
主たる対象者	障がい児、知的障がい者
通常サービスの提供地域	可児市 可児郡御嵩町
事業の目的	(特定) 利用者がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要な指定計画相談支援サービスを提供します。 (一般) 利用者が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要な指定地域相談支援サービスを提供します。

事業の運営方針	利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を行います。
管理者氏名	日比野 邦彦
相談支援専門員	河合 政也 高橋 将也

3. サービスの営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、祝日及びお盆、年末年始等事業所が定めた日は休みとします。）
営業時間	原則として午前9時から午後5時までとします。
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとっています。

4. 事業所の職員体制

管理者	常勤兼務	1名	
相談支援専門員	常勤専従	1名	常勤兼務 1名
事務職員	常勤兼務	2名	

5. 職員の職務内容

基本相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等からの相談と情報の提供等 市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行支援計画の作成 入所施設等の訪問による相談 地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域定着支援台帳の作成 常時の連絡体制の確保 緊急の事態等の支援
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画の作成 モニタリングの実施

6. 利用料金

地域相談支援・計画相談利用料	契約書に定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。利用者の自己負担はありません。
交通費	通常の実業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービス利用される場合は、サービス提供に際し要した交通費の実費をいただきます。 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を利用した場合…公共交通機関の定める運賃 事業者の自動車を使用した場合…移動距離（km）×30円
その他の費用	利用者の事情により必要となる嗜好品等の実費をご負担いただくことがあります。その際は、前もって説明を行い、利用者の同意をいただきます。

※交通費及びその他の費用は、1ヶ月ごとに精算しますので、以下の方法でお支払いください。

〈支払い方法〉

- ・事業所へ現金でのお支払い
- ・下記口座へのお振込み
大垣共立銀行 可児支店 (普) 415531 社会福祉法人可茂会 可茂学園
理事長 藤掛 馨

7. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者（可茂学園施設長池田博子）を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めるものとします。

8. 個人情報を用いる場合の同意

当事業所が、サービスを提供する上で、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族等の個人情報を用いることに同意していただきますが、個人情報の取り扱いには、細心の注意を払い、漏洩することがないように致します。

9. 事故及び緊急時における対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定相談支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ①窓口 可児市瀬田1648番地の9 可茂学園内
- ②電話番号 0574-64-3366
- FAX 0574-64-3444
- メール kamogakuen@kamokai.com
- ③受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
ただし、土日祝日は除く
- ④担当者 苦情解決責任者 日比野 邦彦（管理者）
苦情受付担当者 長谷川伸二（可茂学園サービス管理責任者）
- ⑤方法 直接の電話、ご意見箱等

(2) 当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見は、「第三者委員」に相談することもできます。

（第三者委員の名前は可茂学園事務所前に掲示してあります）

(3) 岐阜県運営適正化委員会

- ①所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号
- ②電話番号 058-278-5136
- FAX 058-278-5137
- メール tekisei@winc.or.jp

※上記連絡先の担当者にお問い合わせください。

1 1. 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者負担となります。複写料は、1枚10円です。閲覧、複写の受付時間は、平日の9:00～17:00です。）

平成 年 月 日

指定特定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 日比野 邦彦
説明者名 相談支援専門員

⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏 名

⑩

家族・後見人等 住 所

氏 名

⑩

続 柄

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が特定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分、認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）。
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

平成 年 月 日

可茂学園相談支援センター 管理者 日比野 邦彦 宛

利用者 住 所

氏 名 ⑩

家族・後見人等 住 所

氏 名 ⑩

続 柄